

平成31年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	16	府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	J R北海道及びJ R四国の資本割に係る課税標準の特例措置の延長		
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） J R北海道及びJ R四国の資本準備金（法人事業税に係る資本割の課税標準） ・特例措置の内容 資本準備金に係る商法の特例を適用した金額（国鉄改革において国鉄長期債務を承継させなかったことにより、形式的に計上した資本準備金）を資本割の課税標準から控除 		
関係条文	地方税法附則第9条第1項		
減収見込額	[初年度] ー (▲820)	[平年度] ー (▲820)	(単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的 J R北海道及びJ R四国の資本準備金の特殊性を勘案して、法人事業税の負担を軽減する。</p> <p>(2) 施策の必要性 昭和62年4月の国鉄改革により発足したJ R会社等が日本国有鉄道から承継する財産の価格については、日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）第20条の規定に基づき、評価審査会が決定することとされたところ。 日本国有鉄道改革法第13条第2項に基づき、国鉄長期債務を承継させなかったJ R北海道及びJ R四国においては、日本国有鉄道からの承継資産と、私鉄における売上高に対する資本金の平均比率等を勘案して設定された資本金等との差額の大部分（通常の法人においては債務に相当する部分）について、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和61年法律第88号）附則第4条に商法の特例規定を設けて形式的に資本準備金として計上した結果、事業規模に比して資本準備金の規模が著しく莫大なものとなっている。 外形標準課税である法人事業税の資本割は、外形的に把握できる法人の事業活動の規模に対して課税するものとして導入されている。しかしながら、J R北海道及びJ R四国の資本準備金は、本来的にはその性格を有せず、他の課税法人と大きく異なり、事業規模を適切に示すものではないことから、このような国鉄長期債務見合いの資本準備金について、引き続き、法人事業税に係る資本割の課税標準から控除し、適正な課税を行うことが必要不可欠である。</p>		
本要望に対応する縮減案	ー		
	ページ	16-1	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	国鉄改革は、日本国有鉄道改革法等に基づき、政府全体あるいは国土交通省の政策体系の中で優先度や緊要性の高い政策として行われたものである。
	政策の達成目標	J R北海道及びJ R四国の資本準備金の特殊性を勘案して、本来的には資本準備金の性格を有しない、国鉄長期債務見合いの資本準備金について、引き続き、法人事業税に係る資本割の課税標準から控除する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成36年3月31日までの5年間延長
	同上の期間中の達成目標	J R北海道及びJ R四国の資本準備金の特殊性を勘案して、本来的には資本準備金の性格を有しない、国鉄長期債務見合いの資本準備金について、引き続き、法人事業税に係る資本割の課税標準から控除する。
政策目標の達成状況	J R北海道及びJ R四国の資本準備金は、外形標準課税の導入前から構成されていたものであり、この特殊性については、現在においても変わるものではなく、本来的には資本準備金の性格を有しない、このような国鉄長期債務見合いの相当額について、引き続き、法人事業税に係る資本割の課税標準から控除することが必要不可欠である。	
有効性	要望の措置の適用見込み	2事業者（J R北海道及びJ R四国）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	J R北海道及びJ R四国の資本準備金の特殊性を勘案して、資本割の課税標準から本来的にはその性格を有しない国鉄長期債務見合いの相当額を控除し、事業規模に見合った金額に調整することは、課税の公平性の観点から適切であり、政策達成の手段として妥当である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	本特例措置については、他の税制上の支援措置はない。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	本特例措置については、予算上の措置はない。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	J R北海道及びJ R四国の資本準備金の特殊性を勘案して、資本割の課税標準から本来的にはその性格を有しない国鉄長期債務見合いの相当額を控除し、事業規模に見合った金額に調整することは、課税の公平性の観点から適切であり、政策達成の手段として妥当である。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成26年度の減税額： 552百万円 平成27年度の減税額： 828百万円 平成28年度の減税額： 1,380百万円 平成29年度の減税額： 1,305百万円 平成30年度の減税額： 1,070百万円（見込）</p> <p>制度創設時から対象が限定されており、想定外に僅少であったり、特定の者に偏ってはいない。</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>課税標準（資本金等の額） 351,114,654千円（平成28年度）</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>JR北海道及びJR四国の事業規模に見合った額に調整することで、本来の外形標準課税の目的に沿った適正な事業税負担となる。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>JR北海道及びJR四国の資本準備金の特殊性を勘案して、本来的には資本準備金の性格を有しない、国鉄長期債務見合いの相当額について、引き続き、法人事業税に係る資本割の課税標準から控除する。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>JR北海道及びJR四国の資本準備金は、外形標準課税の導入前から構成されていたものであり、この特殊性については、現在においても変わるものではなく、本来的には資本準備金の性格を有しない、このような国鉄長期債務見合いの相当額について、引き続き、法人事業税に係る資本割の課税標準から控除することが必要不可欠である。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成16年度税制改正要望（創設） 平成21年度税制改正要望（延長） 平成26年度税制改正要望（延長） 平成28年度税制改正要望（縮減） ※JR九州については、経過措置（平成30年度までに段階的に縮小）を設けた上で適用除外</p>